

**【表紙】**

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年10月12日提出
【計算期間】	第10期中(自 2022年1月18日至 2022年7月17日)
【ファンド名】	三井住友・公益債券投信(資産成長型)
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田 隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	土屋 裕子
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【電話番号】	03-6205-1649
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。



7月末日	429,431,812	-	10,328	-
------	-------------	---	--------	---

## 【分配の推移】

## 三井住友・公益債券投信(資産成長型)

	計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期	2013年10月11日～2014年1月15日	0
第2期	2014年1月16日～2015年1月15日	0
第3期	2015年1月16日～2016年1月15日	0
第4期	2016年1月16日～2017年1月16日	0
第5期	2017年1月17日～2018年1月15日	0
第6期	2018年1月16日～2019年1月15日	0
第7期	2019年1月16日～2020年1月15日	0
第8期	2020年1月16日～2021年1月15日	0
第9期	2021年1月16日～2022年1月17日	0

## 【収益率の推移】

## 三井住友・公益債券投信(資産成長型)

	収益率(%)
第1期	1.5
第2期	6.8
第3期	6.2
第4期	6.1
第5期	2.9
第6期	5.4
第7期	9.6
第8期	4.2
第9期	3.0
第10期(中間期)	13.1

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末分配落基準価額を控除した額を前期末分配落基準価額で除したものをいいます。

(参考)

(1) 投資状況

## マネープール・マザーファンド

2022年7月29日現在

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	30,004,410,000	10.35
地方債証券	日本	52,172,014,643	18.00
特殊債券	日本	8,098,918,529	2.79

現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	199,589,925,627	68.86
合計(純資産総額)		289,865,268,799	100.00

## 2【設定及び解約の実績】

## 三井住友・公益債券投信(資産成長型)

	設定口数(口)	解約口数(口)
第1期	71,973,902	644,097
第2期	427,302,306	41,225,350
第3期	829,221,028	122,697,229
第4期	722,337,220	454,766,851
第5期	83,477,400	562,142,434
第6期	13,515,533	198,559,309
第7期	32,452,043	210,186,475
第8期	51,294,896	91,111,419
第9期	27,784,661	130,326,171
第10期(中間期)	8,855,941	29,710,040

(注)本邦外における設定および解約の実績はありません。

### 3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3、第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第10期中間計算期間(2022年1月18日から2022年7月17日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

## 【三井住友・公益債券投信（資産成長型）】

## （１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第9期 (2022年 1月17日現在)	第10期中間計算期間 (2022年 7月17日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
金銭信託	1,198,346	463,573
コール・ローン	37,287,160	13,151,467
投資信託受益証券	483,819,967	421,120,175
親投資信託受益証券	942,172	941,984
未収入金	-	2,400,000
流動資産合計	523,247,645	438,077,199
<b>資産合計</b>		
	523,247,645	438,077,199
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
未払解約金	108,962	4,696,803
未払受託者報酬	83,782	64,719
未払委託者報酬	2,011,575	1,554,355
未払利息	-	18
その他未払費用	16,755	12,908
流動負債合計	2,221,074	6,328,803
<b>負債合計</b>		
	2,221,074	6,328,803
<b>純資産の部</b>		
<b>元本等</b>		
元本	447,699,654	426,845,555
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	73,326,917	4,902,841
（分配準備積立金）	73,760,018	68,936,117
元本等合計	521,026,571	431,748,396
<b>純資産合計</b>		
	521,026,571	431,748,396
<b>負債純資産合計</b>		
	523,247,645	438,077,199

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第9期中間計算期間 自 2021年 1月16日 至 2021年 7月15日	第10期中間計算期間 自 2022年 1月18日 至 2022年 7月17日
営業収益		
受取配当金	7,803,498	6,539,710
受取利息	-	136
有価証券売買等損益	5,081,943	72,599,980
営業収益合計	2,721,555	66,060,134
営業費用		
支払利息	10,388	3,190
受託者報酬	87,567	64,719
委託者報酬	2,101,610	1,554,355
その他費用	18,853	13,077
営業費用合計	2,218,418	1,635,341
営業利益又は営業損失( )	503,137	67,695,475
経常利益又は経常損失( )	503,137	67,695,475
中間純利益又は中間純損失( )	503,137	67,695,475
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	493,635	3,346,271
期首剰余金又は期首欠損金( )	109,655,920	73,326,917
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,765,826	761,424
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,765,826	761,424
剰余金減少額又は欠損金増加額	7,471,434	4,836,296
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7,471,434	4,836,296
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	106,947,084	4,902,841

## （ 3 ）【中間注記表】

## （重要な会計方針の注記）

項 目	第10期中間計算期間	
	自 2022年1月18日 至 2022年7月17日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資信託受益証券、親投資信託受益証券は移動平均法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>受取配当金は原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。なお、配当金額が未確定の場合は、入金日基準で計上しております。</p>	
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い</p> <p>当中間計算期間は前期末が休日のため、2022年1月18日から2022年7月17日までとなっております。</p>	

## （中間貸借対照表に関する注記）

項 目	第9期	第10期中間計算期間
	(2022年1月17日現在)	(2022年7月17日現在)
1. 当中間計算期間の末日における受益権の総数	447,699,654口	426,845,555口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.1638円 (1万口当たりの純資産額11,638円)	1口当たり純資産額 1.0115円 (1万口当たりの純資産額10,115円)

## （中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

項 目	第10期中間計算期間	
	(2022年7月17日現在)	
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券（投資信託受益証券、親投資信託受益証券） 「重要な会計方針の注記」に記載しております。	



純資産の部		
元本等		
元本	335,637,638,595	289,840,187,815
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	110,987,604	26,875,571
元本等合計	335,748,626,199	289,867,063,386
純資産合計	335,748,626,199	289,867,063,386
負債純資産合計	341,990,327,588	289,868,079,372

## (2) 注記表

## (重要な会計方針の注記)

項目	自 2022年1月18日 至 2022年7月17日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券は個別法に基づき、以下の通り、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等の最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 金融商品取引所等に上場されていない有価証券は、原則として金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または業界団体が公表する売買参考統計値等で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 直近の最終相場等によって時価評価することが適当ではないと委託者が判断した場合には、委託者としての忠実義務に基づき合理的事由をもって時価と認める評価額により評価しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

項目	(2022年1月17日現在)	(2022年7月17日現在)
1. 当計算期間の末日における受益権の総数	335,637,638,595口	289,840,187,815口
2. 1単位当たり純資産の額	1口当たり純資産額 1.0003円 (1万口当たりの純資産額10,003円)	1口当たり純資産額 1.0001円 (1万口当たりの純資産額10,001円)

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2022年7月17日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品は、原則として、すべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券(国債証券、地方債証券、特殊債券) 「重要な会計方針の注記」に記載しております。</p> <p>(2) 派生商品評価勘定(デリバティブ取引) デリバティブ取引については、「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。</p>



グローバル・ハイブリッド証券ファンド(為替ノーヘッジ型)	1,026,625円
三井住友・公益債券投信(資産成長型)	941,890円
日興グラビティ・ヨーロピアン・ファンド	9,958,176円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2050	897,182円
三井住友DS・DCターゲットイヤーファンド2060	329,342円
SMAM・アセットバランスファンドVA25L3<適格機関投資家限定>	289,593,333,597円
合計	289,840,187,815円

## 4【委託会社等の概況】

## (1)【資本金の額】

資本金の額および株式数

2022年7月29日現在

資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

最近5年間における資本金の額の増減  
該当ありません。

## (2)【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2022年7月29日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	722	9,330,701
単位型株式投資信託	97	471,309
追加型公社債投資信託	1	25,612
単位型公社債投資信託	186	357,415
合計	1,006	10,185,039

## (3)【その他】

イ 定款の変更、その他の重要事項

(イ) 定款の変更

該当ありません。

(ロ) その他の重要事項

該当ありません。

ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。































**独立監査人の監査報告書**

2022年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	羽 太 典 明
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 野 雅 子
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 栄 裕
--------------------	-------	---------

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

**財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。



- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。 2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。